

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	あけぼのドロップス		
運営法人名称	社会福祉法人 あけぼの事業福祉会		
福祉サービスの種別	保育所		
代表者氏名	理事長：安家 周一 / 園長：高山 眞由美		
定員（利用人数）	60 名 (71名)		
事業所所在地	〒 560-0085 大阪府豊中市上新田4丁目18番3号		
電話番号	06 - 6155 - 1101		
FAX番号	06 - 6155 - 1102		
ホームページアドレス	http://akebono.ed.jp/drops/		
電子メールアドレス	akebono_drops@akebono.ed.jp		
事業開始年月日	平成24年4月1日		
職員・従業員数※	正規	15 名	非正規 13 名
専門職員※	保育士 20名 看護師 1名 栄養士 1名		
施設・設備の概要※	[居室]		
	[設備等] ・0～2歳児保育室（各1）・3. 4. 5歳児保育室（1）・ランチルーム（1）・調理室（1）・調乳室（1）・事務室（1）・ミニキッチン（1）・会議室（1）・子ども用トイレ（1. 2. 3階各1）		

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	平成21 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

<モットー> よくみる よくきく よくする
<保育理念> 今しかできないこと 今だからできること しっかり見つめること
ギュッとハグすること 自分の興味を満喫させて遊ぶこと
思いっきりカラダを動かすこと 大人みんなで精一杯愛すること
大人も育つこと 私たちはこんな保育園を目指します

【施設・事業所の特徴的な取組】

①幼児クラスにおける異年齢縦割り保育を2014年4月より実施している。
学年に関係なく、異年齢で関わり過ごす時間は、子どもたちのや興味・関心を広げるきっかけになっている。核家族が多い中、異年齢での子ども同士の間わりを増やし、人間関係の幅を広げる生活や時間を大切にしていきたい。

②2014年4月より、乳児クラスで布オムツの取り組みを開始する。朝夕の送迎時は、保護者の方に排泄交換を行ってもらうことで、親子のスキンシップの時間となっている。又、日中は保育士が、こまめに排泄交換を行うことで子どもと1対1で関わる時間となり、愛着関係を構築する為の大切な場面となっている。

紙おむつが主流となっている今、布おむつの良さが見直されていることや、排泄の自立に向かう子どもの姿を家庭と園が、連携・共有していくことを今後も積極的に行っていきたい。

③1歳児クラスの保護者による手作り人形の作成を2012年4月より依頼し、「世界に一つしかない私の人形を子どもたちの手に！」と考え導入する。世話遊びが盛んになる1歳半位から、お母さんの真似をし始めたり、子ども自身がしてもらったのと同じように人形の世話をすることで、お母さん手作りの人形が子どもたちの育ちのために、何者にも代え難い重要なものであるという実証を得ている。今後も乳児保育の大切な取り組みとして、主旨と意味を保護者とも共有していきたい。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	大阪府社会福祉協議会 総務企画部第三者評価室
大阪府認証番号	270002
評価実施期間	平成27年11月10日～平成28年1月29日
評価決定年月日	平成28年1月29日
評価調査者(役割)	0601C059 (運営管理委員) 1401C001 (専門職委員) () () ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

あけぼのドロップスは、閑静な住宅地の中にあり、子どもたちはのびやかに生活することが大切の方針の下、のびのびと元気いっぱい生活しています。乳児は担当制を取り入れた丁寧な保育をしており、布おむつを使用し保育者がこまめにおむつ交換を行うことで、子どもとの一対一の愛着関係を深めています。保護者にとっても送迎時におむつ交換を行うことで、親子のスキンシップの時間となっています。3～5歳児は縦割りの保育により、異年齢のかかわりを大切に保育が行われています。食材は国産品にこだわり、薄味で素材そのものの味を活かした給食調理をしています。器も法人オリジナルの陶器の食器を使用するなど、「食の安全・安心」に留意しています。

以前は0～3歳児までの保育園でしたが、2014年4月に5歳児まで受け入れができるように定員変更し、地域や保護者の保育ニーズに柔軟に対応しています。また一時保育事業を積極的に行っており、リフレッシュも含め多くの利用実績があります。地域で必要とされる保育園としての存在が伺えます。

(注) 判断基準「abc」について

(a) は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b) は多くの施設・事業所の状態、(c) はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改訂されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b) が一般的な取組水準となり、従前に比べて(b) の対象範囲が広がります。また、改正前に(a) であった評価項目が改正後の再受審で(a) を得られなくなる可能性もあります。

◆特に評価の高い点

保護者による手作り人形

1歳児では全保護者が一人ひとり「軍足人形」を手づくりするなど、家庭と連携して子どもたちの育ちを大切に考え取り組んでいます。

子どもの健康管理について

年6回の内科健診やその他の健診を通じ、看護師を中心に子ども一人ひとりの健康管理を丁寧に行っています。さらに、「薄着・はだし保育」や戸外遊び・お散歩を十分に取り入れ、のびのびした保育環境のなか子どもたちの健康な身体づくりに取り組み、子ども集団全体の健康管理に努めています。

◆改善を求められる点

保育の継続性に配慮した対応について

保育所の変更にあたり、引き継ぎ手順、文書を定めることが望まれます。また、保育所の利用が終了した後も、子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置し、それを文書化および周知することが望まれます。

指導計画について

指導計画については「保育課程」から長期・短期計画にわたり様式の見直し、職員参加によるアセスメントに基づいた定期的な策定が望まれます。また、3・4・5歳児の縦割り保育では指導計画が合同でしたが、各年齢・発達状態に合わせた計画の策定と評価・見直しできる仕組みが望まれます。特に5歳児では、のびのびした保育をしながらも社会的ルールを身につけ就学へ繋げるため、保育の内容や方法に配慮することが望まれます。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回第三者評価を受けたことで、あけぼのドロップスの保育の見直し・振り返りができました。保育という仕事は、成果が目に見えて分かるものではないことでこれで良いのかと悩むことも多いのですが、自分たちが子どもと向き合い保育してきたことを振り返ることで自信へとつながりました。また、園の強みと弱みを再確認できたことで、強みは今後も伸ばしていき、弱みに関しては、これを機に職員間で話し合う機会を持ち改善への努力をしているところです。評価内容を真摯に受け止め、課題を明確にし、より一層の努力を惜しまず今後も地域に根付いた保育園として子ども本位の保育園を目指し、保育の質を向上し成長していきたいと思えます。

◆第三者評価結果

- ・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

	評価結果
I - 1 理念・基本方針	
I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I - 1 - (1) - ①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a
(コメント)	理念・基本方針が明文化され、ホームページ、園のパンフレット等に記載されています。職員には法人全体会で理事長から周知すると共に新人研修でも伝えていきます。利用者には入園説明会や親子の集いなどの機会を持って説明しています。

	評価結果
I - 2 経営状況の把握	
I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
I - 2 - (1) - ①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 b
(コメント)	施設長は、社会福祉事業の動向や、保育における経営や情報および課題の収集に取り組んでいます。今後は、より地域の情報の収集とともに、課題や内容に対して分析を進め具体的な提案ができることが望まれます。
I - 2 - (1) - ②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 b
(コメント)	施設長は、様々な経営課題について取り組んでいます。今後は、経営課題に対して分析を進め解決・改善に向けて具体的な取り組みができることが望まれます。

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
(コメント)	理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確にした中・長期計画が策定されているとともに、課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっています。2015年からは新しい中長期計画が策定されています。	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	中・長期計画を踏まえた事業計画が適正に策定されています。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画は会議の中で、年度を振り返り、評価と見直しが行われています。また、「はじまりの職会」において配布・周知されています。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	保護者が集う全体会において、事業計画の説明を行っています。特に保育の変更についての説明が必要な場合は、理事長からパワーポイント等により丁寧に保護者に説明しています。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	会議において、年度を振り返り、PDCAサイクル{Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)}にもとづく保育の質の向上に関する取組を実施しています。また、施設長会議・理事会においては法人内の保育の質の向上に向けた取り組みが行われています。	
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	会議において課題について話し合う機会があります。今後は改善実施状況の評価を実施し、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが望まれます。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設長は法人誌「コンパス」や職務分掌に自らの役割と責任を明記し表明しています。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	施設長は法令の理解への取り組みを行い、職員には会議等で周知しています。今後は幅広い分野における法令の研修会等に参加し取り組むことが望まれます。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は行事感想や会議の反省点より、保育サービスの質の現状について評価・分析を行い、質の向上取り組んでいます。各施設の課題は施設長会議や主任会議で報告され、法人間で共有しています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	施設長は経営の改善や業務の実行性を高める取組を行っています。月に1回、系列園6カ園合同の施設長会議、主任会議を行い連携を図っています。今後は施設内においても、より経営の改善や業務に実効性を高める取り組みが望まれます。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
(コメント)	スタッフポリシー、職員心得により、職員の人材像を明記、周知するとともに、事業計画には人材の確保と育成に関する方針および人員体制についても具体的に明記されています。法人として就職フェアの参加等、採用に積極的に取り組んでいます。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	人事基準が定められ、人事評価表により年二回の面接が行われています。人事考課による評価は給与体系とクロスさせており、総合的な人事管理が行われています。クラスや施設間のポジション意向調査はありますが、今後はキャリアアップ・研修計画等を含めた仕組み作りが望まれます。	
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	定期的に職員との相談・面談の機会を設けるとともに、ポジション意向調査アンケート等により、職員からの意見を徴収する仕組みがあります。職員の就業状況のデータにより、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	事業計画、スタッフポリシー、法人作成の冊子「コンセプトブック」、勤務の心得等に法人の期待する職員像が記載されています。年二回の個別面接を通じて職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っています。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	スタッフポリシーや保育過程のなかに、法人が「期待する職員像」を明示し、職員に周知しています。職員の教育・研修に関する計画や内容は定期的に評価し見直すことが望まれます。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	人事評価票と共に年2回の面接で、職員の職務や知識・習熟度を把握し、必要に応じた教育・研修に派遣しています。担当クラスや専門分野の研修以外、主体的に参加できる体制も期待されます。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生受け入れマニュアル、実習のしおりを整備し適切に実習生を受け入れています。専門職としてのプログラムを明確に準備することや、実習担当者に対する具体的な研修の実施が望まれます。	

		評価結果
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	ホームページにおいて、財務諸表、苦情解決状況、法人の理念等を情報公開し、運営の透明性を確保しています。地域へ向けて、パンフレットや法人誌「あけぼのコンパス」を配布しています。	
II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	清陵会計事務所により外部監査をうけ、指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施しています。各種規程が整備され事務所に保管されています。	

		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	地域の親子を招いて遊ぶ「ドロップスデー」や週に一度の園庭開放、七夕祭り、新田南まつり等への参加など子どもと地域との交流を広げるための取組を行っています。	
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	マニュアル、しおり等を整備し、ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が確立しています。ボランティア募集をしていますが、最近の実績はありません。地域の中学校の体験学習を受け入れるなど、学校教育への協力も行なっています。	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	関係機関・団体についてのリストを作成し、事務所に掲示して職員に周知しています。地域施設ネットワーク会議、幼保小連絡会議等、定期的に関係機関との連絡会が開催されています。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	b
(コメント)	週1回の園庭開放や一時保育事業等により、保育所が有する機能を地域に還元しています。地域支援プログラムとしてのドロップスデーでは地域の子育て家庭の親子を招いて遊ぶ取り組みを行っています。地域の保護者に対する研修会、講演会等はしばらく開催していませんので今後の開催が望まれます。	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	スマイルサポーターを配置し地域の相談事業に取り組んでいます。府営住宅を初の一時保育スペースにするなど、福祉ニーズにもとづいて、地域貢献に関わる事業・活動が行われています。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	子どもを尊重した保育について、スタッフポリシー及び法人作成の冊子「コンセプトブック」に明記し、研修への参加や会議等で話し合われています。園児服の色はジェンダーに配慮し自由に選ぶことができます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
(コメント)	子どものプライバシー保護および虐待防止等に関する期待・マニュアルが整備されています。登園時の記入ボードやお迎え時のお帳面は園側が適切に管理することが望めます。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、複数の方法で多くの人が入手できるように配慮しています。見学や保育所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施しています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	保育の開始・変更時の保育内容に関する説明は入園説明会で周知を行い、同意書が提出されています。特に配慮の必要な保護者や外国人等にも対応した説明についてのルール化が望めます。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	c
(コメント)	保育園を卒園後も相談や関係の継続が出来るよう、口頭で周知しています。今後は、文書を整備して保育所の利用が終了した後も、子どもや保護者等が相談できるよう明示することが求められます。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	運動会、親子であそぼう、親子のつどい等の行事ごとの感想や、保護者懇談会を開催して日々の保育のなかでの満足度を把握できるよう取り組んでいます。結果においては会議等で話し合う機会がありますが、今後は保育全般のアンケートやその担当者の設置および検討会議を開くなど、より一層の取り組みが望めます。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	意見箱と共に、苦情受付担当者および2名の第三者委員を設置し、苦情解決の手順を定め、利用者満足の向上に向けた具体的な取り組みや改善を行っています。ホームページ上にも苦情公表のページが整備されています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	相談、苦情の受付について、園のしおりに記載するとともにポスターを掲示し周知しています。	

		評価結果
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	保護者との日ごろの会話を含め、行事アンケートにて要望のあった事等、相談や意見についてすみやかに対応を行っています。苦情解決マニュアルは作成されていますが、定期的な見直しが望まれます。	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	事故防止マニュアルを整備し、子どもの安全を確保するための取り組みを行っています。今後は、収集した事例について、職員の参画のもとで安全に関する委員会を作るなど、発生要因を分析し、未然防止策を検討する取り組みが望まれます。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策についてマニュアルを整備し、看護師会議にて随時見直しを行っています。感染症が発生した場合は、保護者に玄関前ボードに掲示するとともに、適切な対応が行われています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害時対応マニュアルを整備し、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っています。緊急時の持ち出し装備を設置していますが、食料の備蓄やそのリストを整備するとともに、防災計画を作成することが望まれます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が実施されている。	b
(コメント)	0歳児～2歳児クラスでは月案のみで、短期計画（週案・日案）がありませんでしたので、作成したうえでの見直し（振り返り・評価）が望まれます。保育実践では子ども一人ひとりの発達や生活状況に応じた柔軟な保育が見られましたので、適切な文書化によって職員の違いによる保育水準の差異をなくし、一定の水準、内容を確実に行う仕組みの構築が望まれます。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	保育の標準的な実施方法を文書化し、定期的な検証・見直しに関しても組織として定めることが求められます。保育内容の変化や保健関係等について国のガイドライン等に対応するなど、継続的な見直しが求められます。	

		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	0～2歳児の短期計画（週案・日案）の作成と、月案に繋いだアセスメントが望まれます。また3～5歳児クラスはたてわり保育の合同の指導計画が策定されていましたが、年齢別、特に5歳児は就学を見越した長期・短期計画を策定し、実施・評価・見直しに至るプロセスを定めることが望まれます。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	会議で行事の反省や課題が検討され、会議録の回覧という形で周知が図られています。保護者支援等を含めた指導計画の見直し、変更したプロセスの明示が望まれます。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
(コメント)	ミニ職員会議（週一回）、クラス打合せ（月一回）、チーフ会議（月一回）、職員会議（学期毎）等の定期的な会議で情報の共有は図られていますが、どの会議で「何」について評価・見直しをし、「誰」が共有すべき情報なのか等、情報分別のしくみと記録の整理が望まれます。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報の取り扱いについて、入園説明会時に保護者へ周知しています。職員へは、新任研修時や職員会議等で伝えています。情報の共有範囲などが曖昧ですので、情報の分別を行った後、書面・電子データ、2系統の管理システムを構築し、記録管理の責任者を選任、設置し、管理体制の強化を図ることが望まれます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育所保育の基本		
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b
(コメント)	保育課程は、法人の園長・主任が編成していますが、職員参画で編成し、定期的な評価・見直しをすることが望まれます。	
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
(コメント)	育児担当制を取り入れ、一人ひとりの生活リズムに合わせ保育士が一对一で食事介助をする等、ゆったりと丁寧に保育しています。また布おむつを使用することにより、保育士が子どもの変化に敏感に気付くようになり、愛着関係も深まっています。0歳児室は外に出やすい設計がされており動線の工夫も見られます。物の落下防止等、地震にも備えた安全な環境の提供についての見直しが望まれます。	
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
(コメント)	生活に必要な基本的な習慣については、一人ひとりの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で保育しています。また自我の芽生える1歳児期に全保護者が「軍足人形」を手作りするなどの家庭と連携した取り組みもしています。地域の「シルバー人材派遣センター」の方が「お昼寝見守りたい」として子どもたちとの関わりを持っています。	
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b
(コメント)	3・4・5歳児の異年齢縦割り保育の良さを活かしながらも、5歳児独自の保育に関する評価・見直しは、就学以降の生活や学習基盤となる視点を持って、定期的に行うことが望まれます。	
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	b
(コメント)	5歳児は夏に二泊三日の「ちびっこキャンプ」に参加し、自然の中で不快さや淋しさなども体験しながら、何かに挑戦したり知的好奇心を伸ばすような活動をしています。また5歳児が小学校を訪問したり、保育士が小学校教員と合同の研修を受けて就学後の子どもの姿を知る機会を設けたり、小学校との連携をとっています。今後、計画の中に「保護者支援」の項目を入れる等、計画的に保護者の就学に対する不安を取り除き、期待と見通しが持てるような取り組みが望まれます。	

		評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	玩具が自ら選べる等、家庭的な雰囲気の中で生活できるよう配慮されています。現在、寝具の消毒乾燥が年2回、布団の持ち帰りが月一回ですので、特に汗をかく夏場など、衛生面で改善が望めます。	
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	b
(コメント)	二つの園庭や屋上を活用したり、近隣の公園やグラウンドへ出かける等、戸外で十分身体を動かす時間や環境が整っています。一人ひとりの状況に応じた活動と休息については、必要に応じて個別計画を立て工夫することが望めます。	
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	異年齢児縦割りの保育や地域の方との関わり等、豊かな人との関わりの場が設定されています。3・4・5歳児はのびのびと過ごす様子が見られますが、あいさつをする、物を大切に扱うこと等、社会的ルールがしっかり身につけているかの点で評価・見直しが望めます。	
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a
(コメント)	積極的に近隣の公園まで散歩に出かけ、季節感のある素材を持ち帰って作品などを作っています。年3回程度、豊中市の市バスを配車してもらい遠足にも出かけています。「七夕まつり」、「どんど焼き」等、地域の伝統行事にも積極的に参加しています。	
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	b
(コメント)	絵本は豊富に揃えられ子どもが選びやすいよう整理されています。個人のお道具箱にクレパス等が用意され、クラス内には制作用の素材が常備され、いつでも使えるよう環境整備されています。楽器遊びに関して、特に3・4・5歳児ではカスタネットやタンバリン、鈴からもう少し広がりのある楽器の使用や発表の場を工夫し、子どもたちが音楽や身体表現を体験することが望めます。	
A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	b
(コメント)	定期的に自己評価を行っていますが、「自己評価ガイドライン」等を参考に様式を整備し、それに基づいた自己評価が望めます。また、年齢(クラス)によって月案等の欄の自己評価が「月の振り返り」と「指導上の反省」との一つずつに別れています。園全体で統一した書き方・様式の作成が望めます。	

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性

A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a
(コメント)	保護者との個人面談や日々のやり取りの中から、子どもの家庭環境や生活リズムを十分に把握しています。2か月ごとの内科健診や朝の視診などからも看護師を中心に子ども一人ひとりの身体的成長の差異や健康状態から生じる違いを把握し、職員間での理解の共有も図っています。アットホームな雰囲気の中、保護者と共に同じ方向を向いた丁寧な保育をしています。	
A-2-(1)-②	障がいのある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b
(コメント)	自閉症の園児に対して療育機関と連携を取りコミック会話など個別配慮、対応しています。	
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	b
(コメント)	職員間では伝達ノートや毎日（保育終了時；午後7時）の一斉メールで、園内で起こった重要事項などの情報共有を図り協力体制をとっています。	

		評価結果
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a
(コメント)	看護師を中心に「年間保健業務計画」が作成され、保育士と連携を取った保健指導をしています。日々、朝夕の視診や保護者とのやり取りの中で一人ひとりの子どもの健康状態の把握もしています。内科健診が年6回行われ、子ども集団全体の健康管理も充実しています。	
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	b
(コメント)	乳児クラスは保育室内にランチスペースを確保し、一人ひとりの発達や生活状況に合わせ、ゆったり落ち着いて食べられるよう配慮をしています。幼児クラスは年長児がごはんやおかずをよそう等の役割分担ができています。ごちそうさまの挨拶を区切りとした「次」への活動への切り替えや、まだ食べているお友だちへ配慮をし、最後の一人まで落ちついて食べられるような工夫が望まれます。食育計画については、保育士の協力が不可欠ですので、保育士と調理師・栄養士が連携して作成し、定期的な評価・見直しも連携して行われる事が望まれます。	
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
(コメント)	薄味で素材そのものの味を活かした調理をしています。おやつも手作りで子どもたちの喜ぶような献立作成の工夫をしています。また環境ホルモンなどの問題を考慮し、陶器の食器を使用しています。食材も国産で旬の物をできる限り取り入れ「食の安全」対策にも積極的に取り組んでいます。	
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a
(コメント)	年6回の内科健診の他、眼科健診、耳鼻科健診と、最低基準以上の充実した検診を受けています。また看護師が園医と連携を取り、子どもの健康に関することや保健だより作成に向けたアドバイスを受け、毎月の幼児クラスを対象とした保健指導に活かしています。	
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a
(コメント)	アレルギー対応マニュアルに基づき、毎月、看護師・調理担当者・保育士が保護者と連携を取りながら、対応をしています。誤食防止として、アレルギー児へは色の違うトレーを使用し、複数職員で確認を取って提供しています。	
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b
(コメント)	衛生管理マニュアルは整備されていますが、周知が十分ではありません。衛生管理等の担当者を中心としたシステムを確立し、実行に結びつけることが望まれます。	

		評価結果
A-3 保護者に対する支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a
(コメント)	0歳児の懇談会で保護者に離乳食の試食をしてもらい、市販の物との味の違いを体験する機会を設け、保育園での味付けや「素材の味を活かす」方針等の説明をしています。入園説明会で「食の安全」のため、陶器の食器を使用し給食は国産の材料を使用している旨の説明もしています。	
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a
(コメント)	担任や主任保育士、園長が日常的に育児相談に応じ、年間を通して育児相談窓口となっています。個人懇談も毎年全員に実施され、家庭の状況を把握し保護者の悩みやニーズに添った支援に取り組んでいます。	
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a
(コメント)	クラス懇談会、個人面談、保育参加などの機会を設け、子どもの発達や育児について話し合い共通理解を深めています。	
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	日頃から保護者とのやり取りを通して虐待の兆候を見逃さないよう細心の注意を払っています。職員も虐待対応の研修会に積極的に参加しています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる	a
(コメント)	就業規則に体罰禁止が明記され、園内研修も行っています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	あけぼのドロップスを利用中の保護者
調査対象者数	60 世帯
調査方法	アンケート調査

利用者(保護者)への聞き取り等の結果(概要)

あけぼのドロップスを現在利用している保護者60世帯を対象に調査を行いました。送迎の時間を利用して保育園から調査票を配布してもらい、回収は評価機関へ直接郵送する形をとり、31世帯から回答がありました。(回答率51.7%)

特に満足度の高い項目として

「保育園に入園した際に、保育の内容や方法について、説明がありましたか」

「保育園の理念や方針について、園から説明がありましたか」

「保育園の事業計画について、園から説明がありましたか」

が100%の満足度、

「健康診断の結果について、園から伝えられていますか」

「献立表やサンプル表示などで、毎日給食の内容がわかるようになっていきますか」

「懇談会や保育参観など保護者が保育に参加する機会がありますか」

が95%を超える満足度、

「園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか」

「送迎時の保育士との話や連絡帳などを通じて、園や家庭での子どもの様子について情報交換がされていますか」

が90%を超える満足度となっています。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等